

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る 住環境の保全等に関する条例施行規則 及び 横浜市環境影響評価条例施行規則を一部改正しました。

1 趣旨

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「中高層条例」という。）の一部改正への対応、建築基準法改正への対応及び現運用への整合のため、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則（以下、「中高層条例規則」という。）を一部改正しました。

また、中高層条例の一部改正に伴い、横浜市環境影響評価条例施行規則を一部改正しました。

2 改正内容

(1) 中高層条例規則の一部改正

ア 近隣説明等報告書の提出日に係る認定又は許可の規定の追加

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により、建築基準法における形態規制に関する特例許可制度が創設されました。（令和5年4月1日施行）

今回創設された特例許可等の申請の30日前までに、中高層条例に基づく近隣説明等報告書の提出が必要であることを規定しました。

イ 近隣説明等報告書の様式改正

近隣説明等報告書の様式を改正し、任意の指導により記載をお願いしていた、横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年条例第3号）に基づく自転車駐車場の附置義務台数を記入する欄を追加しました。

ウ 中高層条例規則の一部改正による所要の改正

中高層条例の一部改正に伴い、中高層条例規則の題名、中高層条例の題名及び用語を修正しました。

(2) 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正

中高層条例の一部改正に伴い、横浜市環境影響評価条例施行規則別表中の中高層条例の題名を修正しました。

3 新旧対照表

別紙参照

4 スケジュール

(1) 公布日

令和7年3月31日

(2) 施行日

令和7年4月1日。ただし、2(1)ア及び2(1)ウの一部については、公布の日から施行します。